

会 議 録

| | | | | |
|-----------|----------------|--|------|-------|
| 会議の名称 | | 平成24年度第2回磐田市防災会議 | | |
| 開催日時 | | 平成25年3月12日(火) 開会：午後1時30分 閉会：午後3時00分 | | |
| 開催場所 | | 磐田市役所 防災センター2階 災害対策本部室 | | |
| 出席者 | 委員 | 天野委員、西川委員、加納委員、寫本委員、糟谷委員(代理 服部)、鈴木薫委員、寺田委員、見城委員、宮下委員(代理 棚橋)、二見委員、星委員、松浦委員、安井委員、鈴木敬委員、山崎委員(代理 本田)、杉田委員、伊藤委員(代理 土屋)、秋山委員(代理 堀内)、渡部委員、鈴木裕委員、飯田委員 | | |
| | 事務局 (自治防災課) | 石川総務部長、山下危機管理監、村松自治防災課長、伊藤危機管理室長、河島防災アドバイザー、加藤グループ長、寺田グループ長、伊藤主査、西藤主任 | | |
| 公開・非公開の状況 | | 公開 | 傍聴者数 | 報道 5名 |
| 会議次第 | | 1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1)会議録署名人の指名について (2)磐田市防災会議の運営について ①会議の公開について ②会議録の公開について (3)磐田市地域防災計画の一部修正、新規策定について ①修正案の説明(一般対策編、地震対策編) ②策提案の説明(原子力災害対策編) ③修正案、策提案の審議 (4)磐田市水防計画の一部修正について ①修正案の説明 ②修正内容の審議 4 その他 5 閉 会 | | |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>定刻になりましたので、ただ今から平成24年度第2回磐田市防災会議を開会いたします。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます、自治防災課危機管理室長の伊藤と申します。よろしく願いいたします。それでは、着座して進行させていただきます。</p> <p>最初に、防災会議の会長であります磐田市長からごあいさつを申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>委員の皆様方、改めましてこんにちは。委員名簿を見ていただくとお分かりのように、皆様方におかれましては、日々それぞれ大変な年度末のスケジュール一杯の中、本日の第2回の防災会議にご出席していただき誠にありがとうございました。</p> <p>思い起こせば昨日も、一日中3.11の災害も丸2年を迎えたという事もありまして、報道関係で一斉にやっておりました。当磐田市また、全国の沿岸部の自治体にとってはショックである出来事でもございました。妥当であるか分かりませんが、足元を見たときに背筋が寒くなる思いがしました。</p> <p>今、皆様がお着席されております防災センターは、3.11がなかったら財政難の折でしたので、たぶんもう少し先延ばしになっていたと思います。</p> <p>以前やりました第1回防災会議は、本庁舎の4階の大会議室でやったわけですが、災害対策本部を立ち上げるのに約2時間位かかっており、初期の対策、情報収集が非常に重要とあらためて認識したため、先月完成いたしました第2回の防災会議ができるようになりました。皆様のご尽力のおかげだと思っております。</p> <p>今日は、各自治体で地域防災計画の見直しに着手しているわけですが、県の修正をもってする部分が今回は多くございます。</p> <p>一般対策編、地震対策編等の修正、新たに原子力災害対策の部分が今日のご審議の大きなテーマとなっております。併せて、水防関係もご審議いただくようになっております。磐田市の防災はこれで良いのかという角度で見ていただきながら、17万市民の安全安心のために貴重なご意見をいただきたいと思っております。ここで長々話をしても限られた時間ですので、後ほど要領よく説明させていただいた後に皆様方からご意見をいただき有意義な会議にしたいと思います。</p> <p>冒頭のあいさつに代えさせていただきます。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p> |
| 事務局 | <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前に、「磐田市地域防災計画修正案 新旧対照表」の一般対策編（案）、地震対策編（案）、「磐田市地域防災計画 原子力災害対策編（案）」、「磐田</p> |

市水防計画修正案 新旧対照 (表)」の4種類の資料を送付させていただきました。ご確認の上、不足資料がございましたらお知らせください。

また、本日、お席の方に、「平成24年度第2回磐田市防災会議次第」、両面刷りの「磐田市防災会議委員名簿」・「防災会議席次表」、「磐田市地域防災計画の修正(案)、策定(案)及び磐田市水防計画の修正(案)の概要」、「磐田市地域防災計画(原子力災害対策編)の策定について」これは、原子力防災について経緯等概要としてまとめたものです。

それと「原子力関係用語集」、「磐田市地域防災計画(原子力災害対策編)修正版」事前に送付したものを今一度、精査したものとなります。

また、この修正版の「原子力災害対策編修正事項一覧表」をお手元に配布してございます。

資料が多くなり申し訳ありませんが、ご確認の上、不足資料がございましたらお知らせください。

本日の会議日程は、お手元の「平成24年度第2回磐田市防災会議」次第のとおりでございます。

なお、遠州漁業協同組合代表理事組合長の安井様が所用のため、欠席といったご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは議事に入ります。

「磐田市防災会議運営要領」第2条の規定により、本会議の会長である市長に議長をお願いいたします。

議 長

それでは、よろしくをお願いいたします。

はじめに硬めの会議でございますので、その通りにやらさせていただきますけれどもご協力のほどよろしくお願いいたします。

初めに、磐田市防災会議運営要領第7条の規定による「会議録署名人」の指名でございますが、日本通運株式会社 浜松支店長「二見 政登(ふたみ まさと)」委員と磐田市消防本部 消防長「鈴木 薫(すずき かおる)」委員のお二人を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、「磐田市防災会議の運営について」のうち「会議の公開について」でございますが、市の附属機関の会議につきましては、原則、公開としております。

従いまして、本防災会議の会議も公開とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

なお、傍聴の手続き及び遵守事項につきましては、「磐田市防災会議傍聴要領」のとおりとさせていただきますと思います。

次に、「会議録の公開について」でございますが、磐田市情報公開条例に基づき、公開とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは「磐田市地域防災計画」のうち、先に一般対策編、地震対策編の修正案につきまして事務局から説明をさせます。

事務局

今回の修正点の全般につきまして、説明させていただきます。

まず、1点目といたしましては、静岡県地域防災計画の修正に伴う修正でございます。磐田市の地域防災計画は、県の計画と整合を図っており、県の計画が平成24年6月と25年2月に修正されたことに伴い、本市の計画を修正するものでございます。

2点目は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における原子力事故の対応と教訓を踏まえ、9月19日改正原子力災害対策特別措置法が施行され、そこから半年以内に地域防災計画原子力災害対策編を策定するよう求められている為、新たに策定をいたしました。

以上が主な全般の修正内容の概要でございます。

内容につきましては、配布いたしました資料のとおりでございます。

それでは、一般対策編の修正内容から説明させていただきます。磐田市地域防災計画（一般対策編）の修正案、新旧対照表をご覧ください。なお、字句の修正等の軽微なものにつきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

資料の紙面、左側が現行の計画内容、右側が修正案になっております。一番左の欄のページ数につきましては、地域防災計画本文のページ数となります。また、アンダーラインの部分が今回修正を行う箇所を示しております。

1ページ「第1編 総論」では、「第2節 計画作成の構成」に新たに原子力災害対策編を定めることにより「原子力災害対策編」を追加したものです。

次に、3ページ「第4節 磐田市の自然的条件」ですが、人口などのデータを最新のものに時点修正したものです。

次に、4ページ「第5節 予想される災害と地域」ですが、新たに新東名高速道路が開通したことに伴い防災体制の配慮が必要である為、記述を追加したものです。

次に、6ページ「第2章 災害予防計画」、「第6節 土砂災害防除計画」、「イ 土砂災害緊急情報」ですが、国土交通省、県が市に対して適切に土砂災害に関する住民の避難勧告等の判断を的確に行えるよう、情報提供する記述を追加したものです。

次に、「第10節 通信施設等整備計画」ですが、県と県内各市町が災害時に円滑な防災情報の共有を図るため、新システムを構築、運営されたことに伴い項目を追加したものです。

7ページ「第16節 防災知識の普及計画」ですが、磐田市自治会連合会、自主防災会連合会が東日本大震災の教訓を受け、市民一人ひとりや家族の防災意識向上を高めるため、3月11日を「家庭防災の日」と定めたことに伴い「防災計画の中でも支援する」記述を追加したものです。

次に、16ページ「第23節 水防計画」の「4 洪水予報」及び18ページ「5 水防警報」につきましては、静岡県水防計画、磐田市水防計画に記載の洪水警報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）、洪水注意報（はん濫注意情報）の記載と整合性を図り、また、19ページ、「エ」 「水防警報の種類、内容及び発表基準」へ「津波の場合」を追加したものです。市民の方への的確に「警報、注意報」情報の提供を行いません。

以上が、「磐田市地域防災計画 一般対策編」の修正概要でございます。

続きまして、「地震対策編」の修正案を説明いたします。

「磐田市地域防災計画（地震対策編）新旧対照表」をご覧ください。

まず、1ページ 「第1編 総論」では、地震災害対策をより実効的に行う計画として「地震対策編」を「地震災害対策編」に改めたものです。

次に、3ページからの「第2編 平常時対策」、「第1章 防災知識の普及」では、東日本大震災を受けて「津波等を含む地震防災を市民の方へ正しく理解してもらうための啓発を行うこと」について記述を追加したものです。

次に、4ページ「3 市民に対する防災思想の普及」については、東日本大震災を受け「津波対策推進旬間」が7月から3月に修正されたものです。

次に、5ページ「第2章 自主防災活動」「計画作成の主旨」については、平常時から実施する事業所等の役割として災害時の体制強化を図るため、災害時業務継続計画（BCP）の運用、取引先とのサプライチェーンの確保の記述を追加、また、平常時の訓練、地域防災訓練等を自主防災会と消防団と連携して行い、地域コミュニティの防災体制の活性化を図り、「積極的に多様な世代、女性の参画を推進する。」記述を追加したものです。

次に、8ページ「第4章 地震災害予防対策の推進」「計画作成の主旨」につきましては、東日本大震災を受け「地震、津波の対策検討にあたり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、その想定、結果

に対する予防対策推進を行う。」記述を追加し市民の方の安全安心につながる予防対策推進を行うものでございます。

次に、10ページ「3 津波災害予防対策の推進」、「津波災害予防対策の基本方針」ですが、津波災害対策の検討にあたっては、1000年から数千年にまれに発生する可能性がある南海トラフを震源とする巨大地震の「最大クラスの津波」に対する住民避難を軸とした総合的な対策及び、100年から150年毎に繰返し発生する東海・東南海・南海地震の「比較的頻度の高い津波」に対する海岸保全施設等の整備の2つのレベルの津波想定、対策を進める基本方針を追加。

また、「短時間で避難できるまちづくり」、「人的被害を防止するための津波特別警戒区域等の指定、検討を行う」など「津波に強いまちづくり」の記述を追加し市民の安全・安心の確保に関する防災対策を行うものでございます。

次に、14ページ「第3編 地震防災施設緊急整備計画」「第3章 地震防災緊急事業5箇年計画」では、備蓄倉庫、応急救護設備等の整備及び資機材の配備について記述を追加したものです。

次に、23ページ「第5編 災害応急対策」では、東日本大震災を受け、海溝型巨大地震が発生した場合の防災応急対策の留意について記述を追加したものです。

次に、26ページ「第5章 広域応援活動」「計画作成の主旨」では、災害発生時、国、地方公共団体等が連携し、広域的な応援体制を迅速に構築するほか、大規模地震等による同時被災を避けるため、遠方の地方公共団体との応援協定の締結も考慮する記述を追加したものです。

次に、27ページ「災害の拡大及び二次災害防止活動」についてですが、市、消防機関、自主防災会並びに市民の「二次災害防止」の記述を追加し、また、消火活動をする関係機関の職員の惨事ストレス対策実施についての記述を追加したものです。

次に、35ページ「第6編 復旧・復興対策」「第8章 被災者の生活再建支援」についてですが、東日本大震災の教訓を基に、被災者の生活安定に寄与することを目的とて「地震保険の推進」の記述を追加したものです。

以上が「磐田市地域防災計画 地震対策編」の修正概要となります。

議 長

事務局から一般対策編、地震対策編の修正の説明を委員の皆様へ申し上げたわけですが、冒頭のあいさつの中で少し硬めの進行になることをご

説明させていただいたわけですが、委員の皆様からこの修正があった場合等は了解を求めないと修正できませんので、議会的な雰囲気になっているのですが、ご質問やご意見は普通の言葉で結構ですのでこれはどうなっているなどキャッチボールができればと思っております。ただ今の一般対策編、地震対策編の修正案についてご質問をお受付したいと思っております。いかがでしょうか。その他のところでもご質問をお受付したいと思っておりますので少し見ていただきながらあればよろしく申し上げます。

先に、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

引き続き「磐田市地域防災計画」原子力災害対策編の策定案につきまして事務局から説明をさせます。

事務局

よろしくお願いいたします。説明に先立ちまして、本日、配布いたしました「磐田市地域防災計画（原子力災害対策編）の策定について」をご覧ください。

策定の経緯については、既に、説明をいたしましたので、「2. 原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）の設定」をご覧ください。

重点区域の見直しについては、市町原子力防災対策研究会の場において、検討をいたしました。原子力災害対策指針、これは、国、県、市町等が原子力災害対策に係る計画を策定する際の指針として示されたものになりますが、この中では、国際原子力機関（IAEA）の基準を踏まえ「原子力施設から概ね30km」がUPZの目安とされています。

また、国の拡散シミュレーションでは、拡散距離が最大で30.9kmとなっております。

以上の2点から、静岡県におけるUPZの範囲は、発電所から概ね半径31kmに含まれる自治区等に決定しました。なお、PAZについては国際基準に基づき5kmとなっております。

本市のUPZ圏に含まれる自治区等の名称については、（ ）内に記載のとおりで、対象となる人口は、約12万7千人となります。本市人口の約74%が該当しております。

なお、次ページの上段に※で記載のとおり、原子力災害対策編の中では、「必要に応じ、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む自治区の外についても、地域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。」としており、本市においては、UPZ圏の内外において住民対応に差を設けないことを基本としています。

続きまして、「3. 今後の修正予定」についてですが、原子力災害対策指

針では、検討課題について、随時修正していくとしておりますので、本日、議案としております、原子力災害対策編についても、これにあわせ随時見直しを行っていくこととなります。

今後の主な修正内容については、()内に記載のとおりですが、既に3月8日に一部改正がされたため、修正済みのものも含んでいます。ご了承ください。

はじめに、「防護措置の実施を判断するEAL、OILの設定」についてですが、EALは原子力施設の状況により、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つに区分されており、各区分における、関係者の果たす役割を明らかにしたものです。また、OILは、放出された放射線の線量値等により区分けされており、こちらも各区分に応じた関係者の果たす役割が定められています。

「UPZ外におけるプルームの影響を考慮したPPAの導入」放射性プルームとは、気体状の放射性物質が大気とともに煙突からの煙のように流れる状態をいい、UPZ圏外の広範囲に放射性物質が拡散する可能性がありますので、このUPZ圏外(PPA)の導入に関する検討となります。

「緊急時モニタリングの在り方、SPEEDIの活用」緊急時モニタリングの在り方については、緊急時と平常時にわけた環境放射線のモニタリング計画の策定等です。また、SPEEDIとは放射能の影響範囲を予測するためのネットワークシステムですが、これを用いた放射性物質の放出状況の推計等となります。

最後に「緊急被ばく医療の在り方、安定ヨウ素剤の事前配布」についてですが、このうちヨウ素剤の事前配布については、半径5km(PAZ圏内)では住民等への事前配布できるための体制の整備となります。

安定ヨウ素剤の服用の目的については、放出された放射性ヨウ素が身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性があるため、この内部被ばく防ぐため、あらかじめ安定ヨウ素剤を服用することが有効な手段とされています。

次ページ上段については、UPZライン31kmの目安です。(案)となっておりますが、決定事項です。

それでは、原子力災害対策編(案)の説明をいたします。事前に計画(案)の送付をさせていただいた結果、いただいた意見を基に、修正したものを、本日、原子力災害対策編 修正事項一覧表とともに用意いたしましたので、こちらをご覧ください。

なお、計画の内容は、国から示された地域防災計画の作成マニュアル及び2月に改定された静岡県の地域防災計画(原子力災害対策の巻)に基づいておこなっており、県内の市町において、ほぼ同様のものとなると考えています。

それでは、本編の説明に移りますが、計画については、すでにご確認をいただいていることとしますので、本日はポイントをしばって説明をさせていただきます。

計画は、5つの章で構成されております。

1 ページ「第1章 総則」については、基本事項等について定めています。

「第2節 計画の性格」では、本計画が磐田市の地域に係る原子力災害対策の基本計画となることを定めています。

3 ページ「第5節 原子力発電所の概要」では、対象となる中部電力株式会社、浜岡原子力発電所の施設・原子炉を定めています。

4 ページ「第6節 計画の基礎とするべき災害の想定」では、発電所からの放射性物質等の放出形態について、過酷事故を想定した、原子力規制委員会の指針に基づき記載しています。

なお過酷事故とは、炉心が著しく損傷した場合など放射性物質の大量放出につながるような重大事故をいいます。

5 ページ「第7節 原子力災害対策を実施する地域等」の中では、さきほど説明したとおり、UPZ圏の外の自治会であっても圏内と同様の原子力災害対策を実施することを記載しております。

「第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱」ですが、この中で、市の業務として「原子力防災に関する知識の普及、訓練の実施、資機材等の整備、緊急時モニタリングやスクリーニング(避難者等の放射線量の測定)等での県への協力」等としています。また、自治会連合会等の業務としては「被害調査や応急対策への協力、住民への情報連絡、避難誘導等の協力」等としています。

11 ページ「第2章 原子力災害事前対策」からは、原子力災害に対する予防体制の整備と事前対策を中心に、記載してございます。

12 ページ「第5節 情報の収集・連絡体制等の整備」では、防災拠点間の情報通信のためのネットワーク強化や伝送路の多ルート化等の推進につ

いて定めています。

15ページ「第6節 緊急事態応急体制の整備」では、特定事象（政令で定める基準以上の放射線の検出、異常事象）、警戒事象（立地市において震度5弱以上の地震発生、大津波警報の発表時など）の発生通報を受けた場合の職員の体制整備などについて記載しています。

17ページ「第7節 避難収容活動体制の整備」では、避難計画等の作成にある留意点として、原子力災害を単独・複合に分けること、PAZの住民避難が先行すること、避難先はUPZの区域外とすること、同一地区の住民は同一地域に避難することなどについて定めています。

19ページでは、医療機関、社会福祉施設や学校等施設の管理者による、避難計画の作成について定めています。

22ページでは、「第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備」では、住民等への確実な情報伝達のための役割分担の明確化、情報の整理、伝達体制の整備等について定めています。

23ページでは、「第12節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信」では、住民等に対する防災知識の普及と広報活動、防災教育等について定めています。

24ページでは、「第14節 防災訓練等の実施」では、複合災害・重大事故等の緊急事態を想定した訓練シナリオの作成、防災活動の様々な要素ごと又は要素を組み合わせた訓練の定期的な実施、住民等の協力を得ての総合的な防災訓練の実施、事後評価などについて定めています。

27ページでは、「第3章 原子力災害応急対策」からは、特定事象または警戒事象の通報があった場合及び原子力緊急事態宣言後の対応となっております。

29ページでは、「第3節 活動体制の確立」では、「磐田市災害対策準備室・原子力災害警戒本部・災害対策本部の設置基準等」について定めています。

32ページでは、「第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動」では、住民等に対する屋内退避や避難の勧告などの緊急事態時の応急対策の実施、緊急避難場所・スクリーニング場所などの開設と住民等への周知徹底等について定めています。

| | |
|--|---|
| | <p>少し飛びますが、39ページ「第12節 行政機関の業務継続に係る措置」では、庁舎の所在地が避難の勧告等を受けた地域に含まれる場合の退避先での業務体制について定めています。</p> <p>40ページでは、「第4章 大規模地震対策」では、東海地震等の大規模地震対策について定めています。</p> <p>最後の42ページでは、「第5章 原子力災害中長期対策」では、原子力緊急事態解除宣言後の対応として「5節 各種制限措置の解除」、「第8節 風評被害等の影響の軽減」等について定めています。</p> <p>以上、簡単ではありますが、事務局からの説明となります。</p> <p>なお、冒頭でも説明いたしましたが、地域防災計画は、市の防災上の基本計画となるものでありまして、ご承認後は、避難計画等の下部計画や、各種行動マニュアル等の整備について、国、県のご指導のもと順次進めていきたいと考えています。</p> <p>特に、市民への原子力防災関連の情報の周知につきましては、今後、資料の整備を進める中で、可能な限り多くの方法で情報の発信に努めていきたいと考えています。</p> <p>議長 ただ今、事務局から説明がありました策定案ですが、これは私どもが聞いておりましても、新たに30km圏内に入って覚えなければならない、把握しなければならないことではありますが、具体的にとなっても概略の概略でもありますので冒頭でA42枚の概略版を含めまして分かり易い言葉で結構ですのでご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。</p> <p>連合会長 現場に立つ人間にとりますと、どのようにしていけばいいか道筋が見えない。地震、風水害、土砂崩れ等なら災害状況が目に見えますが、原子力の災害の対策ですと目にみえないのでどのようにしたらいいか課題点として道筋が見えにくい。「現場サイドで何ができるか」、「こういう角度で自主防災会として地域住民の方へどのようにするか。研究、段取り等の示唆」をしていただきたい。用語等も分からないなかの取り組みとなるため、今後について期待したい。</p> <p> いの一番に、住民に対して情報を知らせることを行政と一緒にしなければならぬ。これを契機として原子力災害についてお互い知恵を出しながらやっていかななくてはならないと感じている。答えがあるわけではないですが、感想を兼ねて悩みを聞いていただきたいと思います。</p> <p>議長 これから、具体的にひとつ一つを地域の方に対して知らせていく部分と我々の方で把握していく部分と仕分けができてくると思います。計画は、実際に起こってはいけませんが、起こった場合に理屈どおりにいかないのが実</p> |
|--|---|

| | |
|----------------------|--|
| <p>会 長</p> | <p>際の部分だと思います。その時に、「こうなったら、屋外に避難してください」「こうなったら、屋外に出て31km圏外に出てください」など正当に情報が伝わって生きた情報になります。不和雷同していろいろな知識が一定しないと、みんなが一斉に自動車避難すると1万台で50キロメートルになってしまいます。地域住民に対して分かり易く伝えるような術を研究しますのでご相談にのってください。</p> <p>その他どうですか。県からあればどうでしょう。</p> |
| <p>西部危機管理 局長</p> | <p>自主防災会の杉田会長から3点ほど要望がありました。情報開示についてOIL, EALは、具体的に明らかになってくると思います。もう一点は、避難計画、具体的な避難計画は、膨大な作業となっております。県では予算化し具体的な広域避難を含めて進めております。</p> <p>もう一点は、安定ヨウ素材であります。どのように具体的に市民の方に服用していただくか、はっきり国から示されてはいませんが咀嚼をした上、示していきたいと思っております。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>その他いかがでしょうか。これからより具体的に出てくると思いますが、安定ヨウ素剤ひとつにしても難しい問題がある。薬事法の問題等はございますが、「41歳はだめといえるでしょうか。」「32kmが圏外と思っていただけか」もろもろの現実的な話がでてきます。</p> <p>他にいかがでしょうか。ご意見、ご質問も後ほどその他でご意見を伺いますので、いったん委員の皆さまにお諮りしたいと思います。</p> <p>磐田市地域防災計画、一般対策編・地震対策編の修正案及び原子力災害対策編の策定案は、原案のとおり承認することにご異議はございませんか。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>異議なし</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ありがとうございます。承認することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、「磐田市水防計画」の修正案につきまして、事務局から説明をさせます。また、磐田市地域防災計画との整合も図ってまいります。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>「磐田市水防計画」の修正点につきまして、説明させていただきます。</p> <p>こちらの資料につきましても、地域防災計画の新旧対照表と同じで、資料の紙面、左側が現行の計画内容、右側が修正案となっております。</p> <p>磐田市水防計画も、基本となる水防法の改正、静岡県水防計画等の修正に伴い修正をしております。</p> <p>今回は、主に、津波に関する事項が、追加・修正等されましたので、この項目につきまして、追加・修正等を行っております。</p> <p>そのほか、内容を見直し、記述を修正するものでございます。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>1 ページ「第 1 章 総則」「第 1 節 目的」でございますが、水防法の改正に伴い第 33 条を第 33 条第 1 項に修正するものでございます。</p> <p>次に、4 ページ「第 4 節 津波における留意事項」として津波を遠地津波、近地津波に分類し、遠地津波の場合に消防団員が実施する避難誘導、水防活動の留意点について記述を追加するものでございます。</p> <p>次に、5 ページ「第 2 章 重要水防箇所等」「第 4 節 河口部・海岸部の水門・こう門」でございますが、河口部・海岸部の水門・こう門を的確に操作・管理し、水害を軽減、防止する記述を追加しました。</p> <p>次に、9 ページ「第 7 章 水防警報」でございますが、国土交通省が発表する水防警報及び静岡県が発令する水防警報に関する記述を磐田市地域防災計画と整合を図るため追加しました。</p> <p>次に、14 ページ「第 9 章 水防活動」「第 3 節 監視及び警戒とその措置」でございますが、監視につきましては、水防上危険であると認められる箇所がある場合の必要な措置、連絡についての記述を追加し、警戒では、警戒、巡視を行う場合の堤防の亀裂、橋梁等の取り付け部分の異常などの具体箇所についての記述を追加・修正しました。</p> <p>次に、16 ページ「第 4 節 水防作業」ですが、水防工法等の習熟、消防団員自身の危険性が高いと判断したときの自身の避難を優先するなどの水防作業実施に関する記述を追加しました。</p> <p>次に、「第 10 章 避難」ですが、災害時要援護者への配慮、支援についての記述を追加しました。</p> <p>次に、21 ページ「第 17 章 その他」ですが、磐田市地域防災計画における浸水想定区域内の迅速な避難を確保する為の措置等についての事項などを追加しました。</p> <p>以上が「磐田市水防計画」の修正概要となります。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。</p> <p>意見、ご質問もないようですので、委員の皆さまにお諮りしたいと思います。磐田市水防計画修正案は、原案のとおりとすることにご異議はございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>異議なし</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>議長</p> | <p>ご異議がないようですので、「磐田市水防計画修正案」は、原案のとおり承認することに決定させていただきます。</p> <p>以上で、本日の議事につきましては終了となります。</p> <p>【自由意見交換】</p> <p>まだ、時間がありますのでその他の中で簡単に今後の推移、時期などについて言っていただきたいと思います。また、ご質問等があればお受けしたいと思います。</p> |
| <p>建設業組合代理</p> | <p>磐田市建設業組合として、全体の組織の情報伝達について教えてほしい。できる範囲の仕事については、地域で活躍しているので緊急対応できると思います。</p> |
| <p>室長</p> | <p>建設業組合は、平成22年度に災害時の応援締結の締結をし直しました。各支部の会長から随時連絡が行くようになっていきます。会長へは道路河川課より連絡が行くようになっていきますがどうですか。</p> |
| <p>危機管理監</p> | <p>支部で連絡網を作っていると思いますので、もう一度、建設業組合内部で確認してもらいたいと思います。私どもは、代表者の方へ連絡するようになっております。</p> |
| <p>室長</p> | <p>単独の事業所で結んでいるところもありますが、そちらにつきましては、こちらから直接連絡いたします。</p> |
| <p>建設業組合代理 連合会長</p> | <p>分かりました。</p> <p>要望を申し上げますけれども、津波警報、洪水警報が変わった。できればひとつの警報一覧表などにまとめていただき全家庭に貼ってもらうようなものを配布して認識を高めてもらう方法を危機管理室で考えてもらいたい。高齢者が多くなってきているので、分かり易い体制作りが必要になってくると思うし、情報を先取りする方法に進めていかなければならないと思う。要望としてご検討していただきたいと思います。</p> |
| <p>室長</p> | <p>平成25年度の事業として防災意識啓発に力を入れていきます。「地震対策マニュアル」「ハザードマップ」「津波避難マニュアル」の修正、改訂版を考えています。出来しだい、全戸配布をとります。また、関係機関と意見交</p> |

| | |
|---------------|---|
| | 換をして進めていきたいと思ひます。 |
| 連合会長 | マニュアルを全世帯が全て読むとは限らない。必要最低限を抜き出して作ってもらいたい。作ればよしということではいけないと思ひう。 |
| 室長 | 原子力災害対策編策定の関係ですが、今後の下部計画についてスケジュール的なものがあれば示してもらいたい。 |
| 県原子力安全対策課上村班長 | 国の指針が日々変わっている。ここ一、二年は、走りながら進め、固まりしだい反映していかなければならないです。具体的な県の取り組みとしては、例年6月位に県防災会議があります。そこで改定された指針に対する改定になります。避難計画については、広域になりますので県が素案を示して、関係する11市町と協議して作るようになります。避難計画の逃げる側は、作れると思ひますが、受け入れ側の関係もありますので目標は持っても決められるものではないと思ひております。市町の原子力災害対策研究会がありますのでその中で検討していきたいと思ひます。 |
| 会長 | 実際に事が起こった時の計画ですので、避難計画を作らなければならないと思ひますが、時期的なものを分かる範囲で教えてもらいたい。 |
| 県原子力安全対策課上村班長 | 今、県としてやっていることは、2月20日の防災会議と11市町が防災計画を直している。どちらの方向に何人逃げるとか計画が見えてきます。出来るだけ早くやりますが、避難ごとの避難計画先行県では、県、市町職員でローラー作戦を1年くらいかけてやっています。 |
| 室長 | 県の広域避難計画の策定が難しいとのお話でした。被災者の受入として磐田市では、単独で4市、広域ネットワーク全国20市町と協定を進めている。被災者受け入れの協力を求めたところ14の市町から回答を得られ、227施設、10万人位をコミュニティーセンター、公民館などで他県の受け入れ可能と回答をいただいている状態であります。 |
| 会長 | どこの自治体も打診してやっている。連絡を密にしてやっていきたい。分野、分野で連絡しておきたいことがありましたらよろしくお願ひします。 |
| 浜松河川国道事務所長 | お願ひ、提案になります。大きな災害の時に広域的に動く為、連絡がなかなか取れなくなる。東北の震災時、福島作戦を取ったが自発的に地域の建設業の方が、道路を空けてくれて非常に活躍してくれた。計画を立てる中で、連絡がつかないことを前提とした計画が必要になると思われます。 国、県、市と民間企業と協定を結んでいるが、3行政と1業者の協定締結を結んでいることがあるので、どこを優先するなど連絡錯綜等が生じることがある。その為、整理し計画を立てることが必要であります。県西部の自治 |

| | |
|-------------|--|
| | <p>体、国担当と災害に応じて誰と顔を繋げておけばいいかシュミレーションが必要と思われます。</p> |
| 西部危機管理局長 | <p>課題は、建設業者さんが、国、県、市と協定を結び3方から道路を警戒する指示が出た場合、どれを優先するか困ると思います。国道、県道の緊急輸送路の順で優先しておこなうのか、けがで病院に向かう市内の道路を優先するのか。情報の一元化が必要になるため、皆さんのお力を借りて今後進めていきたいと思ひます。</p> |
| 会長 | <p>いろいろなことが出ると思ひますが、どうですか。</p> |
| 建設業組合代理 | <p>優先順位を決めてくれないと動けない実情がある。やれることはことはやれます。連絡手段として衛星携帯電話を購入した。組合でも購入を進めたいと思ひう。</p> |
| 会長 | <p>その他、消防団の方はどうですか。</p> |
| 消防団長 | <p>消防団に対しても、計画内に対応が反映されて気を使っていると思ひました。自分たちで何が出来るか常に消防団でも考えています。行動計画等も消防団で計画していますし、市の計画と下部計画と整合を保ち、危機管理室等と連携を図り今後も進めていきたい。</p> |
| 会長 | <p>消防団も建設業者さんも地域の方にあてにされると思ひます。最低限これだけは、というところを決めていかなければならないと思ひます。</p> |
| 袋井土木事務所長 | <p>昨年等、風水害に対してご協力を協定業者さんにいただきました。連絡体制として、倒木等の対応で中電さんNTTさんへの連絡が取れなかったため困った。実災害時は、訓練以上のことは出来ませんので、国、県、市合同で幹の部分を確認することをしたいと思ひう。</p> |
| 会長 | <p>トラック協会の皆さんで、東日本大震災を踏まえて、考えていることとかありましたらお願いします。</p> |
| トラック協会中遠支部長 | <p>東北の震災時に物資をいろいろ運びました。「受け入れ先の体育館が倒壊」、「連絡がいない等」により場所が変わり荷物がなかなか降りなくて困ったとドライバーから聞きました。受け入れ態勢の確保も重要と思ひました。燃料の問題として給油が電気を使っているので対応が必要と思ひました。</p> |
| 会長 | <p>その他、ありましたらお願いします。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 中電磐田営業所長 | <p>原子力の災害対策編で、中部電力として原子力事業者防災事業計画を昨年11月に変更した中で、5市2町との通報計画を追加しております。関係個所と今後も詰めていきます。</p> <p>お礼として、この冬の節電ですが皆様のおかげで順調にしております。国からの節電要請は、3月29日までとなっておりますので今後ご協力をいただきたいと思います。</p> |
| 会 長 | <p>東日本では、通信が不通になり反省点等考えていることがあればお願いします。</p> |
| 西日本電信電話浜松支店長代理 | <p>東日本大震災を受け、社内の教訓として訓練を含め検討している。すぐにケーブルを張ることは難しく、移動基地局、衛星、無料臨時公衆電話の設置等の対策を含め検討している状況です。</p> |
| 会 長 | <p>警察の方であればお願いいたします。</p> |
| 警 察 | <p>通信関係につきましては、4月に消防とホットラインを結びました。昨年、中電さん等との連絡が取れなかったので今後も活用をしていきたいと思えます。</p> |
| 会 長 | <p>西部健康福祉センターさんどうですか。</p> |
| 西部健康福祉センター長 | <p>ヨウ素材が各家庭に分けてあったほうがいいのではないかとと思われる意見がありますが、問題点についてですが、薬事法上の医薬品承認を受けていない。医薬品は、処方箋薬と一般薬があります。処方箋薬は、医師が患者を診て何グラム配るか決めなければならない。甲状腺、慢性気管支炎しか承認を受けていない。誰に飲ませたいか、丸剤と散剤とがあり摂取量の調整をしなければならない等の問題があり、早く結論を出してもらいたい。</p> |
| 会 長 | <p>皆さん苦しいところだとは思いますが、甲状腺がんに安定ヨウ素材が効くということは皆、理解しています。何が優先順位が高いのか、基礎自治体としては、非常に苦しいところでもあります。分野、分野で苦しいところがありますが、いろいろ交渉していただきたいと思います。</p> <p>時間の関係もありますのでここで事務局に渡します。</p> |
| 室 長 | <p>それでは、本日の案件はすべて終了いたしました。防災会議で審議した結果につきましては、県へ報告をさせていただき、その後、委員の皆様へ修正後の地域防災計画、水防計画を送付させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、平成24年度第2回磐田市防災会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p> |